

平成26年度 事業計画書

社会福祉法人鳥取県共同募金会



平成26年度事業計画

社会福祉法人鳥取県共同募金会

1 事業運営の方針

共同募金運動は、多くの県民の理解と協力により地域福祉の推進をはじめ、民間福祉活動を支援する民間資金として今年度で67年を迎える。

また、平成26年度は、平成22年7月「共同募金改革検討委員会」による提言書「鳥取県の共同募金の新たなあり方をめざして」を受けてから2年目を迎える。

この間、全市町村が共同募金委員会へ移行し、助成枠の見直しや新たな助成手法の転換等、新たな取り組みを進めている。

しかし、募金額は年々低下している中、自分たちの住む地域の福祉を自分たちでつくり運営していくという住民の意識と活動に対する機運を高め広げることが、今後更に重要であり、住民の理解と信頼が得られるよう次の事業を推進する。

2 役員会等の開催

理事会	年4回
評議員会	年4回
監事会	年1回
配分委員会	年4回

3 運動の実施計画

「地域をつくる住民を応援する」共同募金運動を展開するとともに、中央共同募金会が主唱する全国共通助成テーマの推進を図る。

また、現在、課題となっている社会的孤立の解消に向けた募金活動への展開につなげるため、運動期間拡大の取組みやふるさとサポート募金の推進を図る。

(1) 全国共通助成テーマの推進

- ・テーマ「地域から孤立をなくそう

～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～

- ・社会福祉協議会等と連携を図り、社会的孤立の解消に向けた募金活動への展開を図る。

(2) 運動期間拡大の取組み

- ・運動期間拡大「平成27年1月1日～3月31日」
- ・地域課題・社会課題解決のために運動期間拡大を活用して募金増額を図る。
- ・募金増額を図るため、寄付金付き商品など新たな募金手法を開発する。
- ・取組みを実現させるため、活動団体・寄付者・企業・住民等と新たな協力関係を構築する。

(3) ふるさとサポート募金

- ・ホームページを通じたネット決済による寄付の仕組みの活用。
- ・助成計画の中から特定の事業を地域の課題として取り上げ、その事業への寄付を呼びかける「地域課題テーマ」募金の推進。
- ・「寄付グッズ」による募金活動の推進。

(4) 広報活動の展開

- ① 共同募金運動初日行事の実施（10月1日）
- ② 本会ホームページ「赤い羽根とっとり」の充実
- ③ 赤い羽根データベース「はねっと」の充実
 - ・入力内容（使途説明や活動紹介）や寄付機能の強化
- ④ 運動開始・終了にあたっての広報
 - ・新聞広告、広報誌等への目標・助成計画、募金実績の掲載
- ⑤ 広報資材の活用
 - ・ポスター・チラシの作製
 - ・テレビ・ラジオスポットの素材提供と放送・放映協力の推進
 - ・着ぐるみ「愛ちゃん」の更新・制作、啓発イベントでの活用

4 運動推進体制の育成、強化

共同募金運動を円滑に実施するため、市町村共同募金委員会、募金ボランティアに対して支援を行い運動推進体制の充実を図る。

(1) 市町村共同募金委員会との連携強化

- ① 共同募金委員会担当者会議（事務説明、講習会）の開催（年2回）
- ② 中央共同募金会情報誌「赤い羽根」の配布（年3回）
- ③ 諸行事に対する協力・援助及び資料・情報の提供
- ④ 運動資材の提供
 - 運動推進に必要な募金・広報資材を作成または調達し、効果的な推進を図る。

(2) 募金ボランティア

① 「募金ボランティア手引き」の作成

共同募金運動の趣旨、運営、組織、使いみち等について、要点をわかりやすくまとめた手引きを作成し、募金活動にあたる募金ボランティアに配布することで、適正な運動実施に努める。

② 奉仕者見舞金制度の活用

奉仕活動に伴う共同募金委員会役職員、奉仕者の事故に対し、中央共同募金会の「奉仕者事故見舞金制度」を活用する。

(3) 企業との連携強化

通常の法人募金・職域募金の協力依頼に加えて、「寄付付き商品」の開発や「鳥取県共同募金会支援自動販売機」の設置推進などを提案し、募金額の増強を図る。

企業に対する社会貢献のPRによるイメージアップ推進の働きかけや、消費者・住民に対する寄付活動の啓発に努める。

5 災害等準備金及び災害たすけあい運動の実施

社会福祉法に規定された大規模災害の発生等に対応する準備金を法令で定められた範囲内で積立てを行い、これに該当する大規模災害が発生した場合はこの準備金の有効活用を図る。

また、大規模災害の発生時には、関係機関と連携し義援金募集を行う他、県外の災害に対しては全国的運動に呼応して災害たすけあい運動（義援金の取り次ぎ協力等）を実施する。

6 災害見舞及び緊急助成事業

火災その他の災害を受けた世帯に対して贈る災害見舞金は、共同募金委員会の業務として位置づけ、共同募金委員会を通じて被災世帯へ贈る。

緊急に援護を要する事態が生じた場合、被災者・施設等に対する緊急助成を行う。

7 全国協調並びに連絡調整

中央共同募金会、各県共同募金会及び中四国ブロック共同募金会との緊密な連携のもとに、全国協調の推進及び事業効果並びに資質の向上を図るため、各種会議・研修への役職員の派遣や調査研究の協力を行う。

また、本県の地域福祉の推進を図るため、鳥取県社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化する。

8 調査研究の実施

運動内容の統計化と現状分析に努め、募金及び助成の改善向上に努める。

- ① 運動の実施状況について実態の分析を行い、運動推進の企画、立案に資する。
- ② 各県の資料及び情報を収集、分析する。

9 顕彰事業

- ① 共同募金運動功労者・団体、高額寄付者等に対する表彰、感謝
- ② 中央顕彰候補者の推薦
- ③ 褒章条例に基づく寄付者に対する紺綬褒章の申請
(個人500万円以上、団体1,000万円以上)

10 その他

(1) 民間資金助成事業への協力

- ① 中央競馬馬主社会福祉財団助成要望事業の調査、推薦の他、被助成法人に対して必要な指導及び助言を行う。
- ② 車両競技公益資金記念財団助成要望事業の調査、推薦の他、被助成法人に対して必要な指導及び助言を行う。

(2) 共同募金以外の寄付金の取扱い

共同募金以外の寄付金（共同募金期間外に受け入れる寄付金及び寄付者が用途等を指定する寄付金）の受入と助成を行う。受入にあたっては行政機関、中央共同募金会と協力し、厳正な審査を行う。